

福 島 県 報

目 次

規 則	○福島県財務規則の一部を改正する規則	三四
	○福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則	三五
	○福島県訓練生災害見舞金支給規則	三五
訓 令	○福島県総合安全管理室運営等規程の一部を改正する訓令	三六
告 示	○生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件	三六
	○生活保護法による指定介護機関の所在地を変更した件	三六
	○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	三九
	○大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件六件	三九
	○道路の区域を変更する件四件	三九
	○道路の供用を開始する件三件	三〇
	○会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件の一部を改正した件	三三
公 告	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件	三三
	○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件三件	三三
	○落札者を決定した件四件	三三
	○随意契約の相手方を決定した件二件	三四
	○福島県企業局	三四
	○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程	三五
	○福島県公安委員会	三五
	○福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	三五
	○福島県人事委員会	三五
正 誤	○平成二十五年度福島県警察官採用候補者試験（特別募集）を行う件	三五

○平成二十一年九月二十九日付け定例第二千百十八号中

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則及び福島県訓練生災害見舞金支給規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第二十五号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一百零八号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第一号」を「第一条の二第一号」に改める。

第五十四号第一項に次の一号を加える。

五 県と国土地理院における地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報（以下単に「地理空間情報」という。）の相互活用を目的として、地理空間情報に関する印刷物、写真その他これに準ずる物品を国土地理院に譲与するとき。

第五十六号第一項に次のただし書を加える。

ただし、第五十四号第一項第五号に規定する印刷物、写真その他これに準ずる物品の貸付けをしようとするときは、この限りでない。

第二百二十五号第一項及び第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、別に定める場合においては、契約権者は、契約を締結すべき相手方が確定し、契約書を作成すべきときは、速やかに必要な事項を記載した契約書案二通に記名押印をし、関係書類を添えて当該相手方に送付することができる。

5 前項の規定により契約書案の送付を受けた相手方は、当該契約書案に住所氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印して当該契約を確定させ、その一通を契約権者に返付するものとする。

第二百二十九号第一項第五号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「百万円」に、「百五十万円」を「三百万円」に改める。

第二百七十四号の二第一項及び第三項中「第二百四十五号第一項」を「第二百四十五号」に改める。

別表第一中 「福島県立総合衛生学院」を「福島県立総合衛生学院」に、「福島県立会津若松看護専門学校」を「福島県立会津若松看護専門学校」に改める。

別表第二中 「福島県山口土木事務所」を「福島県山口土木事務所」に改める。

福島県富岡土木事務所

別表第四(その二)備考に次のように加える。

3 継続費又は債務負担行為に基づく支出負担行為に係る支出負担行為調書には、予算の確認できる書類を添付するものとする。

別表第七の表福島県立会津若松看護専門学校を削り、同表福島県いわき建設事務所

の項の次に次のように加える。

福島県富岡土木事務所 総務課長 現金取扱員及び物品出納員
別表第八の表福島県富岡土木事務所の項を削る。
第百三十二号様式中「職掌人」を「職掌時」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第百五十四条第一項に一号を加える改正規定、第百五十六条第一項にただし書を加える改正規定、第百二十五条の改正規定及び同条に二項を加える改正規定、第百七十四条の二の改正規定、別表第四の改正規定並びに第百三十二号様式の改正規定 公布の日
- 二 第百二十九条の改正規定 平成二十五年五月一日

(入札監理課)

福島県規則第二十六号

福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

福島県職業訓練手当支給規則(昭和三十九年福島県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「もの」を「者」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 雇用対策法施行規則第二条第二項第八号の四に規定するもの

「(2) 職業訓練を受けた日 ○印

様式第三号(その二)中 (3) 職業訓練を受けた日 やむを得ない理由のある欠席 △印 を「(

やむを得ない理由のない欠席 ×印」
やむを得ない理由のない欠席 ×印」

2) 職業訓練を受けた日 ×印」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県職業訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)第三条第一項の規定は、平成二十五年三月一日以後に同項に規定する公共職業訓練、求職者支援訓練又は職場適応訓練を受けた者について適用し、同日前に同項に規定する公共職業訓練、求職者支援訓練又は職場適応訓練を受けた者については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県職業訓練手当支給規則(以

下「改正前の規則」という。)第三号様式による訓練手当支給申請書は、改正後の規則第三号様式による訓練手当支給申請書とみなす。

4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則第三号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。(産業人材育成課)

福島県規則第二十七号

福島県訓練生災害見舞金支給規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十六条第一項の規定により県が設置する職業能力開発校(同法第十五条の六第一項第一号に規定する職業能力開発校をいう。以下「職業能力開発校」という。)及び同法第十六条第二項の規定により県が設置する職業能力開発短期大学校(同法第十五条の六第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校をいう。以下「職業能力開発短期大学校」という。)並びに県の委託を受けて職業訓練を行う訓練機関(以下「委託機関」という。)が行う職業訓練を受ける者(以下「訓練生」という。)が、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校若しくは委託機関(以下これらを「職業訓練施設」という。)の管理下における職業訓練上又は通所途上(以下「職業訓練上等」という。)において負傷し、疾病にかかり、障害を残し、又は死亡した場合(以下「負傷等をした場合」という。)における災害見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。(定義)

第二条 この規則において「通所途上」とは、訓練生が職業訓練を受けるため、住居と職業訓練施設との間を合理的な経路及び方法により往復する過程をいう。

2 訓練生が、前項の通所途上の経路を途中で逸脱し、又は往復を中断した場合は、同項の通所途上としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

3 この規則において「疾病」とは、労働基準法施行規則(昭和二十二年労働省令第二十三号)第二十五条で定める疾病に準ずるもの又は労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)第十八条の四で定める疾病に準ずるものをいう。

(災害見舞金の種類)

第三条 災害見舞金の種類は、療養見舞金、傷病見舞金、障害見舞金、打切見舞金及び死亡見舞金とする。

第四条 災害見舞金は、職業訓練上等における負傷等をした場合に支給する。ただし、訓練生が故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故を生じさせた場合は、この規則による災害見舞金の支給を行わない。

2 前項の規定にかかわらず、訓練生が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なく療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しく

は死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合は、この規則による療養見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

（支給対象者）

第五条 療養見舞金、傷病見舞金及び障害見舞金（以下この項において「療養見舞金等」という。）は、職業訓練上等において負傷し、又は疾病にかかった訓練生（療養見舞金等の支給を受けている訓練生が、療養の中途において訓練を終了し、又は職業訓練施設を退所した場合（当該訓練生に係る訓練の委託が解除され、当該訓練を受けないこととなった場合を含む。）において、療養見舞金等の支給を要する事由が存続する場合における当該訓練生を含む。以下同じ。）に対して支給する。

2 打切見舞金は、訓練上において負傷し、又は疾病（通所途上における疾病を除く。）にかかった訓練生であつて、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後三年を経過し、療養見舞金が支給されなくなったものに対して支給する。

3 死亡見舞金は、職業訓練上等において死亡（職業訓練上等において負傷し、又は疾病にかかったことに起因する死亡を含む。以下同じ。）した訓練生の遺族（以下単に「遺族」という。）に対して支給する。この場合において、死亡見舞金の支給を受けるべき者の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第四十二条から第四十五条までの規定を準用する。

（療養見舞金）

第六条 療養見舞金は、訓練生が職業訓練上等において負傷し、又は疾病にかかった場合に支給する。ただし、同一の負傷又は疾病に関しては、その療養の開始後三年（療養を中断した期間を除く。次項において同じ。）を経過した日以降の療養については療養見舞金は支給しない。

2 療養見舞金の支給対象となる災害が職業訓練施設の過失に起因する場合その他の訓練生への継続した援護が必要と判断した場合には、その療養の開始後三年を経過した場合であっても、療養見舞金を支給することができる。

3 療養見舞金の支給額は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十条第三項各号に掲げる療養（同項第四号、第五号及び第六号に掲げる療養については、知事がやむを得ないと認めるものに限る。）に要する費用につき、同条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額（当該定めがない場合にあっては、現に要した費用の範囲内で知事が必要と認める額）とする。ただし、その額が当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該療養に要した費用の額とする。

（傷病見舞金）

第七条 傷病見舞金は、訓練生であつて、次の各号のいずれかに該当する者が職業訓練上等において負傷し、又は疾病にかかったことにより、その療養のために職業訓練を受けることができなかつた日について支給する。

- 一 次に掲げる給付金（以下「訓練手当等」という。）のいずれかの支給を受ける者
- ア 雇用対策法（昭和四十一年法律第三十二号）第十八条第二号の給付金
- イ 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）附則第二条第一項第

二号に規定する者に対する給付金
ウ 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）第十条の三の給付金
エ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第八十条の給付金

二 次に掲げる給付（以下「雇用保険基本手当等」という。）のいずれかの支給を受ける者
ア 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定による基本手当その他の給付金

イ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条の退職手当
ウ ア又はイに相当する手当であつて、地方公共団体が支給するもの

2 前項の規定にかかわらず、訓練手当等及び雇用保険基本手当等の支給を受ける日に ついては、傷病見舞金は支給しない。ただし、前項第二号アからウまでに掲げる給付の支給を受ける場合であつて、その受ける給付の日額が傷病見舞金の日額に満たないときは、その差額を支給する。

3 傷病見舞金の支給日数は、職業訓練上等における負傷又は疾病の療養のために職業訓練を受けることができなくなった日から十四日を経過した日（雇用保険基本手当等の延長給付を受ける者であつて、職業訓練上等における負傷又は疾病の療養のために職業訓練を受けることができなかつた日が継続して十四日を超えることにより、当該十四日の期間内において雇用保険基本手当等が支給されないこととなるものについては、当該支給されなくなった日）を起算日として六十日の期間内にある第一項又は前項の支給要件を満たす日の日数とする。

4 傷病見舞金の支給額は、第十一条第二項の支給額の算定の基礎となる額に第一項又は第二項の支給日数を乗じて得た額とする。

（障害見舞金）

第八条 障害見舞金は、療養見舞金の支給を受ける訓練生の負傷若しくは疾病が治癒した場合又はその症状が固定した状態にあり、治療の必要がなくなった場合（以下「治癒等状態」という。）場合であつて、労働基準法施行規則第四十条第一項に規定する別表第二の身体障害等級表（以下「身体障害等級表」という。）の身体障害に該当する障害が身体に存するときに支給する。

2 障害見舞金の支給日数は、治癒等状態において身体に存する身体障害等級表身体障害の欄に掲げる障害の程度に応じ、身体障害等級表に規定する日数（以下「等級日数」という。）とする。ただし、身体障害等級表に掲げる身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害の該当する身体障害等級表の欄に掲げる等級（以下「身体障害等級」という。）の等級日数とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における障害見舞金の支給日数は、身体障害等級を当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める等級数繰り上げた身体障害等級の等級日数とする。ただし、身体障害ごとの等級日数を合算した日数を上限とする。

- 一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合 一級

- 二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合 二級
- 三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合 三級
- 4 身体障害等級表に掲げるもの以外の身体障害が存する者については、その障害の程度に準じた身体障害等級表に掲げる身体障害の等級日数をその者の障害見舞金の支給日数とする。この場合において、当該身体障害が二以上ある場合には、第二項ただし書の規定を準用する。
- 5 既に身体障害のある訓練生が、職業訓練上等における負傷又は疾病によって同一部位について障害の程度を加重した場合には、その加重された障害の該当する障害見舞金の支給日数から、既にあった障害の該当する障害見舞金の支給日数を差し引いた日数を障害見舞金の支給日数とする。
- 6 障害見舞金の支給額は、第十一条第一項の支給額の算定の基礎となる額に第二項から前項までの規定により算定された支給日数を乗じて得た額とする。
- 第九条** 打切見舞金は、訓練生の負傷又は疾病がその療養の開始後三年を経過しても当該負傷又は疾病が治癒しなかった場合（第六条第二項の規定により当該訓練生に対し療養見舞金を支給することとした場合を除く。）に支給し、その後はこの規則の規定による災害見舞金の支給は、行わないものとする。
- 2 打切見舞金の支給日数は、療養開始後三年を経過し、療養見舞金を支給しないこととした日において、身体に存する身体障害等級表の身体障害の程度に応じた等級日数とする。ただし、療養見舞金を支給しないこととした日において、身体に他覚症状が存する場合その他の身体障害等級表の第十四級に満たない身体障害が存する場合は、身体障害等級表の第十四級の支給日数とすることができる。
- 3 前条第二項から第五項までの規定は、前二項の規定による打切見舞金の支給について準用する。
- 4 打切見舞金の支給額は、第十一条第一項の支給額の算定の基礎となる額に前二項の規定により算定された支給日数を乗じて得た額とする。
- 第十条** 死亡見舞金は、訓練生が職業訓練上等において死亡した場合に支給する。
- 2 死亡見舞金の支給日数は、千六十日とする。
- 3 死亡見舞金の支給額は、第十一条第一項の支給額の算定の基礎となる額に前項の支給日数を乗じて得た額とする。
- 第十一条** 災害見舞金の算定の基礎となる額）
 労働者災害補償保険法施行規則第九条第五号に規定する自動変更対象額（以下単に「自動変更対象額」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる額が自動変更対象額を超える場合は、当該各号に掲げる額とする。
 一 訓練手当等の支給を受ける者については、その受けるべき訓練手当等のうち基本手当（訓練手当等の支給を受ける者の公共職業訓練を受ける期間の日数に応じて支給する手当をいう。以下同じ。）の額

- 二 雇用保険基本手当等の支給を受ける者については、その者が訓練手当等の支給を受けることができることとした場合に受けることとなる訓練手当等のうち基本手当の額
- 三 前二号に規定する者以外の者については、訓練手当等のうち基本手当の最低の級地の額
- 2 傷病見舞金の算定の基礎となる額は、前項第一号又は第二号に掲げる額とする。
- 第十二条** 訓練生が職業訓練上等において負傷等をした場合において、訓練生又は遺族が損害賠償その他これに相当する給付の支給を受けたときは、その額の限度において、この規則の規定による災害見舞金は、支給しない。
- 2 訓練生が職業訓練上等において負傷し、又は疾病にかかったことについて国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、労働者災害補償保険法その他の法令の規定により療養又は療養費の支給（法令の規定によらないこれらに相当するものを含む。）を受けたときは、その受けた限度において、この規則の規定による災害見舞金は、支給しない。
- 第十三条** 災害見舞金は、支給事由の発生した場合には、速やかに支給しなければならない。ただし、傷病見舞金の支給は、毎月一回とすることができる。
- 第十四条** 職業能力開発校の長又は職業能力開発短期大学の長（以下「校長」という。）及び委託機関の長は、災害見舞金の支給事由が発生した場合には、別に定める様式による災害発生状況報告書を遅滞なく知事（委託機関の長にあっては、校長を経由して知事）に提出しなければならない。
- 第十五条** 災害見舞金の受給手続等）
 災害見舞金を受けようとする者は、別に定める請求書を校長（委託訓練を受けている者にあつては、委託機関の長を経由した後に校長）を経由して知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の請求書を受理した場合には、これを審査し、災害見舞金の支給の可否及び支給すべき災害見舞金の額を決定して、その旨を通知するものとする。
- 3 知事は、災害見舞金の支給状況を明らかにするため、必要な事項を記載した別に定める災害見舞金支給原簿を備え付けるものとする。
- 第十六条** この規則に定めるもののほか、災害見舞金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 附 則**
 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給事由（同日前に発生した職業訓練上等の負傷又は疾病に係る同日以後における支給事由を含む。）が生じた災害見舞金について適用する。

訓 令

(産業人材育成課)

福島県訓令第10号

本庁機関
出先機関

福島県総合安全管理室運営等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

福島県総合安全管理室運営等規程の一部を改正する訓令

福島県総合安全管理室運営等規程(平成十七年福島県訓令第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「警察本部警務部総務監」を「警察本部警備部警備監」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年三月二十六日から施行する。

(広報課)

告 示

福島県告示第二百十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
日本ウィール・チェアー株式会社福島支店	福島市方木田字上仲田一―三	日本ウィール・チェアー株式会社	東京都西東京市芝久保町二丁目二二―三三	平成二四年一月一日	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用

居宅介護支援事業所 万葉	福島市松川町字南諏訪原六一―一	社会福祉法人湖星会	福島県二本松市木幡字東和代六五―一	同	同	同	居宅介護支援事業
居宅介護支援事業所 なごみ	福島市太平寺字町ノ内三〇	社会福祉法人なごみ	同 県福島市太平寺字町ノ内三〇	同	同	同	居宅介護支援事業
グリーンライト定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	福島市飯坂町湯野字梁尻一―一	社会福祉法人福島福祉会	同 市飯坂町湯野字梁尻一―一	同	同	同	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
ヘルパーステーション デン	福島市方木田字本方木田四六一―一 敬愛会方木田ビル一階	株式会社ユアライフ	同 県双葉郡富岡町本町二丁目二二	同	同	同	訪問介護
居宅介護支援事業所 ニアガードン	同	同	同	同	同	同	居宅介護支援事業
ケアサポートせいふう福島	福島市飯坂町中野字御荷越三七―一	株式会社せいふうケア	同 県郡山市小原田四丁目二―一	同	同	同	居宅介護支援事業
スマイルケア	福島市北中央一丁目六五―三	有限会社スマイルケア	同 県福島市北中央一丁目六五―三	同	同	同	介護予防訪問介護
ヘルパーステーション だて	伊達市長町六―三	NPO法人ふれあいの郷だて	同 県伊達市長町六―三	同	同	同	訪問介護

福島県告示第二百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定介護機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

レッツ倶楽部 須賀川市馬町七二一	合資会社ナチュラル・ワークス	同 須賀川市並木町二八三五	同 二年二月一日	通所介護 介護予 防通所介 護
シオンの園 同 須賀川市 小山田字月 夜田二〇六	社会福祉法人 福音会	同 須賀川市 下小山田字月 夜田二〇六	同 二年一月一日	介護予防 通所介護

(社会福祉課)

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
竹田にここへル パーステーション	会津若松市山鹿町三一二七	会津若松市本町一一一
会津若松市若松第二 地域包括支援センター	同	同
竹田指定居宅介護 支援事業所	同	同
竹田訪問看護ステーション	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第二百二十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、

次の病院を平成二十五年三月十五日救急病院として認定した。

平成二十五年三月二十六日

名称 福島県知事 佐藤雄平
 所在地 認定有効期限
 医療法人社団小野病院 喜多方市字沼田六九九四番地 平成二八年三月一日
 (地域医療課)

福島県告示第二百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年三月二十六日から同年四月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まじづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
いちい鎌田店 福島県福島市鎌田字一里塚九番十九号ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まじづくり課)

福島県告示第二百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年三月二十六日から同年四月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まじづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
いちい八木田店 福島県福島市八木田字榎内五十番
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まじづくり課)

福島県告示第二百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年三月二十六日から同年四月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まじづくり課に備え置いて縦覧に供する。

くり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
アミューズパーク福島 福島県福島市黒岩字堂ノ後七十八番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年三月二十六日から同年四月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
須賀川東部ショッピングセンター 福島県須賀川市北上町七十七番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年三月二十六日から同年四月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び川俣町産業課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エイトタウン川俣 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字社前二の一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により川俣町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年三月二十六日から同年四月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島ショッピングセンター 福島県福島市太田町十三の四
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十五年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	東白川郡鮫川村大字赤坂東野字蔵ノ草一 先から 同 郡同 村大字赤坂中野字西前田一 先まで 東白川郡鮫川村大字赤坂東野字蔵ノ草一 先から 同 郡同 村大字赤坂中野字西前田一 先まで	変更前 A 四・〇 七二・一	A 四・〇 七二・一	四、八〇五・〇
	東白川郡鮫川村大字赤坂東野字蔵ノ草一 先から 同 郡同 村大字赤坂中野字西前田一 先まで	変更後 B 一一・〇 六二・〇	B 一一・〇 六二・〇	四、七二〇・〇
	東白川郡鮫川村大字赤坂東野字蔵ノ草一 先から	変更後 A 五・〇 七二・一	A 五・〇 七二・一	二、六一六・九

福島県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十五年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	同 郡同 村大字赤坂中野字西前田一番地先まで		B 四・〇〇 一〇一・二	五、一五五・七

福島県告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十五年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字伏木田三三番四地先から 同 郡同 村大字赤坂中野字西前田一番地先まで	変更前 変更後	一三・〇〇 一〇一・二 一三・〇〇 一〇一・二	一、三五一・六 一、三五一・六

福島県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十五年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道勿来 浅川線	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字伏木田一三二番地先から 同 郡同 村大字赤坂中野字伏木田二四番二地先まで	変更前 変更後	六・八〇 一一・六〇 七・六〇 二二・八〇	一九六・七 一九六・七

福島県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十五年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道勿来 浅川線	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字伏木田一三二番地先から 同 郡同 村大字赤坂中野字伏木田二四番二地先まで	変更前 変更後	七・六〇 二二・八〇 七・六〇 二二・八〇	一九六・七 一九六・七

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

一般国道三四九号	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字伏木田三三番四地先から 同 郡同 村大字赤坂中野字西前田一番地先まで	平成二十五年三月二十七日
----------	---	--------------

(道路計画課)

福島県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十五年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道勿来浅川線	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字伏木田一三二番地先から 同 郡同 村大字赤坂中野字伏木田二四番二地先まで	平成二十五年三月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十五年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道高埴田島線	南会津郡南会津町田島字田部原一二番一地从先から 同 郡同 町田島字田部原六九番三地从先まで	平成二十五年三月二十六日

(道路計画課)

福島県告示第二百三十五号

会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件（昭和四十四年福島県告示第三百八十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月二十六日から施行する。
平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

表中「、福島県相双保健福祉事務所に所属する准公所の長」の下に「及び福島県双葉警察署長」を加え、「及び福島県いわき地方振興局の所管区域内に所在する福島県ハイテクプラザに所属する准公所の長」を「、福島県いわき地方振興局の所管区域内に所在する福島県ハイテクプラザに所属する准公所の長及び福島県双葉警察署長」に改める。
(審査課)

公 告

公告第七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年三月十五日
- 二 名称
特定非営利活動法人日本大道館連盟
- 三 代表者の氏名
堀田 満
- 四 主たる事務所の所在地
福島県伊達市長岡七番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日本文化の中核をなす「武の道」「武の心」「武の精神」を以って修行し、明き、直き、浄き、建き、誠の人間を形成する為の事業を行い、日本の将来を支える青少年の健全育成を目標に、寄与することを目的とする。

(文化振興課)

福島県告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 南相馬市
- 二 都市計画法の種別及び名称 原町都市計画下水道事業（南相馬市公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和三十六年八月十一日

四 事業施行期間 (変更前) 昭和三十六年八月十一日から平成二十五年三月三十一日まで
 (変更後) 昭和三十六年八月十一日から平成二十九年三月三十一日まで
 五 事業地 収用の部分 変更なし
 使用の部分 変更なし
 (下水道課)

福島県告示第八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成二十五年三月二十六日

一 施行者の名称 南相馬市 福島県知事 佐藤 雄 平
 二 都市計画事業の種類及び名称 小高都市計画下水道事業(南相馬市公共下水道)
 三 事業認可の年月日 平成四年二月二十八日
 四 事業施行期間 (変更前) 平成四年二月二十八日から平成二十五年三月三十一日まで
 (変更後) 平成四年二月二十八日から平成二十九年三月三十一日まで
 五 事業地 収用の部分 変更なし
 使用の部分 変更なし
 (下水道課)

福島県告示第八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成二十五年三月二十六日

一 施行者の名称 南相馬市 福島県知事 佐藤 雄 平
 二 都市計画事業の種類及び名称 鹿島都市計画下水道事業(南相馬市公共下水道)
 三 事業認可の年月日 平成五年一月十二日
 四 事業施行期間 (変更前) 平成五年一月十二日から平成二十五年三月三十一日まで
 (変更後) 平成五年一月十二日から平成二十九年三月三十一日まで
 五 事業地 収用の部分 変更なし
 使用の部分 変更なし
 (下水道課)

公告第83号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。
 平成25年3月26日

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 Na1(T1) シンチレーション式測定装置及び電離箱式測定装置 13式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
 平成25年1月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
 富士電機株式会社 東京都品川区大崎一丁目11番2号
- 5 落札金額
 84,630,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
 平成24年12月14日

(入札用度課)

公告第84号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。
 平成25年3月26日

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 ダストモニタ 8式 福島県知事 佐藤 雄 平
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
 平成25年1月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
 応用光研工業株式会社 東京都福生市大字熊川1642番地26

- 5 落札金額
102,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年12月14日

(入札用度課)

公告第85号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年 3月26日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
電子式個人線量計 1,120台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年 1月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
23,167,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年12月25日

(入札用度課)

公告第86号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年 3月26日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

ソナチレーション式サーベイメータ 60式

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年 2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社福島電子計算センター 福島県福島市松木町10番8号
- 5 落札金額
9,431,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年12月28日

(入札用度課)

公告第87号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年 3月26日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
可搬型モニタリングポスト 5式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年 1月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日立プロカメダイカル株式会社 東京都三鷹市牟礼六丁目22番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
59,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(入札用度課)

公告第88号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年 3月26日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
広域線量率分布測定用装置（KURAMA-Ⅱ） 35式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年 2月 1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本ナショナルインスツルメンツ株式会社 東京都港区芝大門一丁目9番9号
- 5 随意契約に係る契約金額
45,625,125円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

（入札用度課）

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年 3月26日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県企業局管理規程第3号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

- 第179条第1項第5号中「50万円」を「100万円」に改め、同条第2項中「50万円」を「100万円」に、「150万円」を「300万円」に改める。
第185条第1項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。
別表第4の2の表中「株式会社東邦銀行 郡山支店」を「株式会社東邦銀行 郡山営業部」に改める。
第60号様式中「請負人」を「受注者」に改める。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。ただし、第60号様式の改正規定は公布

の日から、第179条の改正規定は平成25年 5月 1日から施行する。

（経営企画課）

福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月26日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第4号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

附 則

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（平成25年福島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
別表第2会津坂下警察署の部西山駐在所の項の改正規定中「（字八升崎甲）」を「大字柳津（字八升崎甲）」に、「」及び「」を「、大字大柳」を「大字大柳」に改め、「、大字鉾谷」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（警 務 課）

福島県人事委員会

公告第一号

平成二十五年年度福島県警察官採用候補者試験（特別募集）を次のとおり行います。

平成二十五年三月二十六日

福島県人事委員会

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受 験 資 格
警察官A （男性・一般） 警察官A （女性・一般）	五十名程度 五名程度	昭和五十四年四月二日以後に生まれた者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業したものの若しくは平成二十五年九月末日までに卒業見込みのもの又はこれらの者と同等の資格があること人事委員会が認めるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

区 分	第一次試験
試 験 期 日	平成二十五年五月十二日(日)
試 験 地	福 島 市
合 格 者 発 表	平成二十五年五月三十一日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

三 試験期日、試験地及び合格発表

- (一) 口述試験
- (二) 適性検査
- (三) 体力検査
- (四) 身体検査(測定方式)
- (五) 身体検査(持参方式)

2 第二次試験

- (一) 論文試験
- (二) 口述試験

1 第一次試験

- (一) 教養試験(多枝選択式)りとしませす。

出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表のとおり

<p>一 日本の国籍を有しない者</p> <p>二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
--

五 給与

三 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間
平成二十五年三月二十六日(火)から同年四月十二日(金)までです(郵便による申込みは、同年四月十二日までの通信日付印のあるもの限り受け付けます)。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十五年三月二十六日(火)から同年四月九日(火)までです。

(二) 申込受付時間
月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成二十五年四月九日(火)にあつては、午後五時まで)となります。

3 申込受付期間及び申込受付時間

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

1 受験申込みの手続

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一―七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察本部警務部警務課、福島県内の各警察署、各交番及び各駐在所(江名駐在所、小高駐在所、飯館駐在所、広野駐在所、檜葉駐在所、夜の森駐在所、川内駐在所、大熊駐在所、双葉駐在所、請戸駐在所、大堀駐在所、室原駐在所、津島駐在所、葛尾駐在所、磯部駐在所及び尾浜駐在所を除きます)において配布します。

4 第二次試験

第二次試験	平成二十五年六月二十五日(火)から同月二十八日(金)までの四日間のうち指定する二日	福 島 市	平成二十五年八月十六日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
-------	---	-------	--

六〇六	上	後ろ から 一五	4週間ごと	4時間ごと
ページ		段	行	正 誤

○平成二十一年九月二十九日付け定例第二千百十八号中

正 誤

(採用給与課)

社会科学(9)、人文科学(9)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(9)及び数的推理・資料解釈(7)

別表
教養試験出題分野一覧表()内は、出題分野別出題予定数

七 問い合わせ先
この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局又は福島県警察本部警務部警務課(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二二―二一五一内線二六二三、二六二六)に問い合わせてください。

六 合格から採用まで
合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に第二次試験に係る得点順に登載された上、福島県警察本部長に提示され、その中から採用者が決定されます。

2 その他の給与
職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

1 初任給
この試験に合格し、採用されると、二〇八、〇〇〇円の初任給が支給されます。